

本学設置時の諸条件と本学の行方

岡本 浩一

本学設置時の諸条件と本学の行方

岡本 浩一*

Initial Policies of Toyo Eiwa University At The Time of Establishment and Their Aftermath.

OKAMOTO Eugene Koichi

本学の設置時に生じた特殊な事情や措置、方針のうち、必ずしも十分な議論なく廃止されたもの、逆に、初期の影響が再検討されずに長く続いている規定や慣行がある。筆者は、1988年、大学設置準備室に移動して1989年の開学業務にあたって、1989年より人文学部助教授に就任以来、今日まで35年勤務した。定年退職を迎えるにあたり、設置時点から継続して在職した者としてそれらを整理しておきたい。

★大学設置準備室開設前の状況

学院は、当初は短期大学（英文科と保育科）を拡張する形で4年生大学の設置を企図していた。そのことじたい、大学設置の過程を甘く見ていた感があるが、保育科と英文科の2学科に、1986年に国際教養科を追加新設し、そこに赴任した教員を中核として上記3学科構成の大学設置申請をする予定であったものと考えられる。しかしながら、短期大学国際教養学科新設後になって、「4年生大学と短期大学では、設置基準も教員審査基準も異なり、その人員のままでは、とくに教員審査に困難がある」主旨の見通しを文部省（当時）の担当者から指摘され、1986年7月に、それとは別に4年生大学を設置する方針に変更し、大学設置準備委員会が発足した。

その方針変更に関し短期大学教授会は紛糾し、当時短期大学長であった田島信之院長に対する不信任決議が短期大学教授会で2度にわたって決

議されるなど、法人と短期大学の間には大きな葛藤が生じた。大学設置準備室の設置が、その葛藤を解消しない状態で設置が強行されたため、その波紋は後々まで尾を引くこととなった。

★設置申請についての学内体制と筆者の役割

大学設置申請は通常2カ年をかけて文部省（当時）が審査する。学校法人東洋英和女学院は六本木の当時の法人の建物の地階に「大学設置準備室」を設置し、設置準備に取りかかっていた。いったんは、文部省を定年退官した小岩さんという人物が大学設置準備室長として赴任していたが、諸般の事情から、昭和63年度より後に人文学部長予定者となったK博士（東北大学名誉教授）を準備室長とし、教員側が土持法一短大教授、岡本浩一短大専任講師、進藤久美子教授予定者（事情により、設置前は短大事務職員・大学設置準備室兼務として赴任）、事務職員5名（設置事務の進行につれて、暫時追加採用していった）という体制であった。学長就任予定者の朝倉孝吉博士（成蹊大学経済学部教授）は、大学設置準備室の顧問という形だったが、実際には準備室の意思決定すべてを決裁することとなった。岡本は、東京大学文学部文部教官助手から東洋英和女学院短期大学専任講師・大学設置準備室兼務というやや特殊な人事で異動し、3人の大学設置準備室配属教員の一員として勤務した。その影響で、後の大

* 東洋英和女学院大学 人間科学部 教授
Professor, Faculty of Human Sciences, Toyo Eiwa University

学院（1993年4月開学）設置の書類作成でも、川島貞雄教授を補佐し、書類作成事務を補完した。

★設置準備時点での基督教規程

上記について、学院の理事会では、かつて、「基督教徒とは、当面の間、新教徒を指すものとする」という決定があったため、朝倉孝吉博士（成蹊大学前学長）を学長予定者とするに先立ち、「朝倉孝吉氏一人に限り、旧教徒を基督教規程の特例として受け入れる」との理事会決定が行われた。この問題は、朝倉学長の次の2代目学長の候補として塚本教授が浮上したときに再燃した。

★当時の文部省における大学新設への姿勢

1985年ころまで、やや乱発的とも言われる大学の新設ラッシュがあり、また、複数の新設大学が少数の著名教授を取り合うなどの状況があったため、1986年ころから、文部省は新設大学案に対しては慎重姿勢に転じていた。そのため、既存大学とカリキュラムが重複する内容の大学新設案に対して否定的姿勢で臨むようになったため、新しい内容の新設大学案であることを訴えなければならない状態であった。

★横浜校地の土地指定

東洋英和女学院が横浜校地を取得した後になって、この土地を含む一帯の土地がもっぱら住宅を対象とし、学校等の建設を認めない「制限地域」に指定されたため、文部省においても本来的には大学の建設を認めない「制限地域」と位置づけられるようになった。その問題を緩和するため、大学設置準備室は、神奈川県、横浜市、緑区のそれぞれから、「三保町に女子大学設置が好ましく、自治体として切望する」主旨の文部大臣あて嘆願書をいただき文部省に提出し、設置の趣旨（後掲）にも反映させることとした。その嘆願の理由は「地域内の社会人を含む女性の大学就学希望人口に対する4年生大学の総定員が小さい。地域内で大学就学希望の

帰国子女を抱える家庭の数に対して、該当する就学定員が少ない」というものであった。制限地域であるため、校舎には住宅地なみの高さ制限が適応され、また緑地規制も従来どおりの規制の適用を甘受することとなったが、1987年に大学設置を「不可としない」との文部省の判断が出て、校舎の着工、備品の発注とともに、教員人事に着手することとなった。

★東洋英和女学院大学の「設置の趣旨」

設置の趣旨とは、学校法人あるいは大学の設置にあたって、どのような教育を施そうとするのかということ端着的に自己規程し、それに矛盾のないカリキュラムの設置や教員配置をすることを謳う文書である。たとえば、他学校法人の例として一例をあげるなら、大妻学院のそれはつぎのように謳われている。「この法人は、大妻良馬及び大妻コタカの夫妻が日本女子に対し廉恥報恩を基調とする徳操を涵養し、時代の進運に適応すべき学芸を授け、有為な社会人たらしめることを目的とする生前処分による寄附行為をもって設立した財団法人大妻学院の組織を変更し、その事業を継承するものである。」本学院においては、上掲の「廉恥報恩を基調とする徳操」にあたるものが「敬神奉仕」であるが、それに基づき、4年制大学の設置の趣旨として、初年度審査に表1の文書を提出している（学校法人東洋英和女学院「大学設置認可申請に係わる説明聴取資料」1987年9月11日。）

この文章が、設置時点での本学の自己規定であった。その要点を要約すると以下ようになる。

- (1) 設置時点での従来型の女子大学ではなく、首都圏内に例のない新しい学科構成の女子大学を志向している。人間科学と社会科学の2学科からなる人文学部というのがその表現形である。この点を強調補強するため、人口分析などを含む詳しい補強資料を翌年に提出している（学校法人東洋英和女学院「東洋英和女学院大学設置認可申請に係わる補正申請書」）。

表 1：本学設置申請時に提出した「特に設置を必要とする理由」

<p>3. 特に設置を必要とする理由</p> <p>(1) 東洋英和女学院は、キリスト教精神に基づく女子の学園として、100年の伝統に培われた教育機関であります。</p> <p>(2) この度、設置を申請しました東洋英和女学院大学は、この学園の最高学府として、当女学院が永年の夢であった幼稚園から四年制大学までの女子の一貫教育体制を完成すべく嘱望されていた大学であります。</p> <p>(3) 従ってこの大学は、学院の伝統を踏まえつつ既存の女子大学に特に欠けていた教育分野を配慮して人間科学科と社会科学科の二学科を持つ人文学部として構想致しました。</p> <p>(4) 人間科学科の教育目標は、端的に申しまして、未来に開かれた人間の探求と把握にあると思います。人間を対象とした学問である教育学、心理学、社会学をそれぞれ人間探求の側面として総合的に学びつつ、更に宗教的人間把握の諸相を学ぶことによって人間理解に迫ることがこの学科の目標と考えております。この側面として総合的に学びつつ、更に宗教的人間把握の諸相を学ぶことによって人間理解に迫ることがこの学科の目標と考えております。</p> <p>(5) 従来から女子大学で特に欠けていると思われる教育分野の中に経済学、政治学、社会学が挙げられますが、本学が意図した社会科学科は、これらの専門領域の基礎的学識を総合的に修得すると共に、更に国際関係、地域文化関係の分野を学習することによってより広い学識を修得することを目標としたものであります。</p> <p>(6) 本学が制限区域内にも拘わらず敢えて申請致しました已むを得ない理由の中には次の事柄が考えられます。</p> <p>①首都圏内女子大学の35学部の中に人間科学科、社会科学科を擁する人文学部は、本学を置いて他に例がないこと。</p> <p>②特に経済、政治、社会、国際関係、地域文化関係の分野で構成される社会科学科は、全国の女子大学においては、初めての試みであること。</p> <p>③人口過密で且つ我が国第2の大都市になった横浜市にしては、4年制女子大学が意外に少なく、そのため、神奈川県、横浜市からの誘致要望には熾烈なものがあります。特に横浜市からは具体的事業計画（社会人教育、公開講座の開催、図書館の公開利用、横浜市女性センターとの相互乗り入れの活用）をたずさえての設置要望が出されています。</p> <p>④帰国子女、留学生、社会人受入れへの積極的な対応についてはいずれもこれからの大学が積極的に取り組むべき緊急課題でありますので、それぞれ</p> <p>ア. 帰国子女については、総定員の枠内で約10%</p> <p>イ. 留学生については、総定員の枠外で約4%</p> <p>ウ. 社会人については、総定員の枠内で約2%</p> <p>の席を設けることと致しました。なお、入学時期については、特に帰国子女および留学生には9月入学も可能な様に配慮しております。加えてカリキュラムの面では英語修得の代替に日本語の教育を課すことにしました。</p> <p>(7) 次に、一般教育は新制大学理念の具体的表現として構想されてしかるべき分野であるにもかかわらず、従来、ともすれば高校のおさらい、専門教育への橋わたし的な役割に押しやられていた嫌いがありますが、本学の一般教育はこの弊風に堕ちることのないよう一般教育本来の目的を達成すべく碩学が担当することとしました。なお、一般教育（人文）のカリキュラムでは、本学の教育理念を貫徹するため、一年次に「キリスト教概論」（4単位）を必修と致しております。</p> <p>(8) 英語の実学的修得は喫緊の重要事でありますので、最低修得単位数を本学では12単位とし、しかもこれらの単位はすべて演習として課するため、実質的な授業時間が増加するよう配慮してあります。</p> <p>なお、「日本学」「女性史・女性論」「日本政治史II」「比較政治論」などについては、英語による実践的訓練の一環として、英語のみによる授業を行うことにしております。</p> <p>(9) 本学が意図した総合的、学際的で国際性豊かな教育を実施するためのベースとして、特に基礎教育科目を設け、「フレッシュマン・セミナー」「キリスト教倫理」「女性史・女性論」「生活科学概論」を1年次に必修させることとしました。とくに、「フレッシュマンセミナー」は本学の専任教員（一般教育も含む）全員によって、各自の専門分野の観点からそれぞれ講義をおこなうことを考えています。</p> <p>(10) 最後に専門教育科目の中に両学科とも関連科目として、情報処理系4科目、実務英語系4科目、日本語教育系7科目、社会教育系5科目の授業科目を置き、卒業後の進路に役立つように配慮してあります。</p>

- (2) 神奈川県、横浜市からの設置要望を受けた大学であること（県、市からは別途、認可要望書を文部大臣あてに提出してもらった）。設置要望の理由として、神奈川県、横浜市においては4年生女子大学の総定員が人口に比して低いこと、帰国子女枠、留学生枠、社会人枠が人口に比して不足であることを具体的にあげてもらっており、それに対応するため、総定員に対して、上述のような定員枠の設定を設置の趣旨に盛り込んでいた。このことについても1988年の補強資料では、強調している。
- (3) 教養課程の充実を、キリスト教科目、女性論関連科目、情報処理形科目、実務英語系科目、日本語教育系科目、社会教育系科目などと特定して、カリキュラムの特徴として訴えていた。

以下この文書の各部分が2年目審査の過程において、どのように具体化されていたか、またその後現在までにどのように変遷したかについて、略述する。

★一般教育学科、人間科学科、社会科学科の3学科を擁する人文学部

設置時は、人間科学科80名、社会科学科120名、一学年の学生定員200名の人文学部の設置申請であった。1991年に行われた大学カリキュラム大綱化以前であったため、1年生2年生の教養課程を専門課程と別に置くことが求められていたので、教員組織は一般教育学科を加えた3学科構想となった。大綱化以前であったため、体育実技なども一般教育課程のカリキュラム要素として求められ、そのため、陸上トラック、体育館、ゴルフ練習場などの実技指導設備も要求された。

教員組織が3学科構成であったことから、学科懇談会が一般教育学科、人間科学科、社会科学科の3学科に別れて行われ、カリキュラムや人事に関する一義的意思決定は学科懇談会で行われ、それらが教授会で正式に協議事項として

上程されるという手続きで種々の意思決定が行われた。

国語、外国語（設置時は第2外国語が選択必修）、数学、統計学、体育などの担当教員は一般教育学科所属で、その教員が専門の科目を担当するときは「兼任」扱いとした。

同様に、人間科学科所属、あるいは社会科学科所属の教員が一般教養の授業を担当する場合も「兼任」扱いとした。したがって、いわゆる4概論は単位認定課程が一般教育学科であるため、人間科学科あるいは社会科学科の教員の「兼任」扱いとなった。

後に大綱化に便乗する形で、現在の2学部体制に組み替えるときに、一般教養学科がなくなり、一般教養担当の教員はそれぞれの専門課程に組み込まれることとなったが、この過程があったため、2学部であるにもかかわらず、教務課（現学生支援課）が一本のままで今日まで来ており、2学部の教養カリキュラムを学内で一元化した方針が再検討されることなく今日まで踏襲されている。

★学部長室・学部長秘書の不存在

設置当初、学校法人理事会は、おそらく旧教徒であることも理由のひとつとして、朝倉博士をあまり信任していなかった。朝倉博士の大学運営手腕の評価が大学界で高いこともあり、設置数年以内にまた別の大学の学長職などに移動するような予断ないし期待を持っていたと考えられ、それに乗じて、新教徒のK博士を学長としたい意向があり、なにかにつけ、この二人の意見対立が起こっていた。

ところが、K博士は、専門の教育学の手腕は別として、大学行政の経験・洞察が乏しく、また根柢の薄い思いつきのような発言や朝令暮改も多く、それによってしばしば混乱が生じた。それらの結果、大学設置準備室の多くの意見として、そのような責任を負うことは期待しにくい人であった。それだけではなく、公私混同が激しく、たとえば、公務でつけたアシスタントに、自分の300ページほどの著書の校正を丸投

げし、そのためにそのアシスタントの仕事がどこおり、設置準備の仕事に支障が生じるなどした。

大学設置準備室としては、そのことを院長に上申し、善処を依頼したが、キリスト教教育の世界で名だたる人であるなどの理由で善処されなかった。そこで、大学設置準備室としては、開学後その問題が継続しないようにするため、次の処置を講じた。

- (1) 学部長室を、個人研究室と別には置かず、学部長秘書を置かない。
- (2) 3学科（人間科学、社会科学、一般教育）の科主任の執務室（科室）は設置し、アシスタントを1名ずつ、計3名置く。このとき、この措置を法人がなかなか了承しなかったため、3学科のアシスタントは事務職員でなく、囑託にすることとなった。

この措置はその後見直されることがなく、2023年の現在も、学部長、研究科長に執務室がなく、また、秘書を置いていない。学科アシスタントの仕事は、本来、仕事の負担、責任の重さ、守秘義務などの点から、専任職員とすることが相当と考えられる。これらの点について、35年間の間に見直しの必要性を何度か発言したが、取り上げられることがなかった。

現在、学部長の仕事は重い。学部長室を物理的に定めるとともに、学科アシスタントとは別に学部長秘書を専任事務職員からつけることが必要だと考える。

★社会人入試枠

社会人の入学枠を確保して維持することは、設置の主旨に織り込まれ、かつ翌年の補正申請書でも一章をあてたほどの重い原則である。すなわち、神奈川県と横浜市からの文書による申し入れがあり、その申し入れを受けたことを文部省（当時）に対しても報告した原則であり、住宅指定地域を超えて大学設置を緑区が認める条件にもなったほどの原則であった。

この原則は、長年維持され、本学の学生の学

風を形成する一助にもなった。記憶だけで書くが、その仕組みと、短大卒の社会人（2年生編入か3年生編入）の人を合わせて、各学年で10人足らずくらいコンスタントにいたと思う。この人達の勉強意欲は高く、それは一般の学生にとっても非常に良い刺激になっていた。彼女たちのおおむね半数が、看護師や看護師長の経験者だった。彼女たちの多くは、大学近隣の病院で夜勤のアルバイトなどをしながら学費を自弁し、高い勉強意欲で授業に臨み、本学での勉強を活かしてステップアップしていた。看護学校の教授職の世代交代期にあたり、学士学位や、本学大学院での修士学位によって看護学校の教職に転職していった人も少なくなく、それは本学の社会貢献の一部をなしただろうと考えられる。

いつの年度からか、この入試枠を入試要項で掲げなくなったが、それは設置の趣旨に反することがらであり、慎重にすべきことがらだったはずである。

★帰国子女入学枠

帰国子女入学枠を掲げることも設置の趣旨に謳い、1989年の補正申請書でも詳しく述べた重要な方針であり、既述のとおり、本学設置と不可分の原則だった。実際、父母の仕事の都合で海外で高校を卒業した学生がどの学年にも若干名いた。これも、いつの間にか入試要項から抜けてしまったが、実際にその枠でコンスタントに学生を入学させることが可能かどうかはともかく、本学の社会に対する姿勢の表明として、その枠を明示し続けることは必要だと考える。

★人事教授会の方法

新設大学は、開学から4年間は新規の教員人事ができないのが原則である。在職者の死亡や健康事故などで欠員が生じた場合にのみ、文部省に相談のうえ採用人事ができるが、昇任人事はできない。実際、就任後の死亡などによって補充採用が必要となったことがあり、そのとき

は、つぎのような手順で人事を行った。

1. 文部省への相談
2. 候補者の選定
3. 大学設置準備室出身者と役職者による候補者の絞り込み
4. 文部省の大学設置審議会の教員審査に付す(会議は年に2回)
5. 教授会の承認(投票をした場合としなかった場合があった)
6. 評議会、理事会による決裁
7. 理事長の決裁

新設後卒業生未輩出の大学は文部省用語で「未完成」と言われ、教員人事(しないのが原則)に対する教授会決定は求められず、その代わりに文部省の大学設置審議会による承認が必要だった(教授会が機能しているかどうかは、設置4年後の「完成審査」の対象)。大学設置審議会未承認でも雇用はできるが、未承認人事の場合は、大学設置要綱に定める「基準」を満たす人事とはされず、いわば定員外での採用とみなされる。そのため、大学設置審議会の審査の「相場」を熟知しているとされた大学設置準備室出身者の判断を教授会の判断に替えたような手続きとなっていた。上の表の「文部省の大学設置審議会の教員審査」と「教授会の承認」のどちらが先になるかは、その人事が発生した時期によって変わった。

したがって、当然のこととして公募はできず、縁故や親しい他大学の教員などコネを通じて人材を探す手法となった。

また、この時期は、大学の施設案件がまだ毎年かなりあり、人材の引き抜き合戦が激しかった時期で、人事は秘密を要した。大学教員の移動にはまだ割愛手続きが公式に必要とされていた時期だった。また、多くの施設大学案が並立しており、分野によっては、大学設置審議会の教員審査基準が辛く、他大学と人材の奪い合いを避けるため、具体的な人事が教授会構成員から外に漏れることを警戒する面が強かった。こ

のような事情のため、教授会で投票を行う場合でも、人事提案をしたその場で投票を行うことが常態化した。

この慣行は、「完成年度」後を迎えて人事判断の主体が教授会になってからも長く改められなかった。その期間はなんと25年を超える。

役職者が学界の知己などを通じて人材を探すいわゆる「一本釣り人事」の慣行が公募原則に改められたときも、この審査手順は修正されなかった。

通常の大学で、人事提案をして即日投票ということは少ない。人事提案中に教授会で業績論文を回して回覧するところもあれば、学部長室などに業績の現物と業績調書等書類一式を置いて閲覧に供するのがふつうである。

本学では、人間科学部の教授として採用し後に院長になった人(F人事)に大きな業績不正があったことを契機として、やっと閲覧するようになったが、それでも閲覧期間はわずか1週間である。考え直すべきところに来ていると思う。

また、人間科学部では、候補者本人が指定した3論文を読んで人事の対象とするだけである。これは設置時の審査よりはるかに甘く、改善が必要と考えられるが、省みられない。F氏の不祥事の対象となった業績の大半が本学就任前の前任大学、前々任大学在職中のもので、かつ、本学採用にあたって人事審査の対象となっておらず、業績一覧に載っていただけの文章であったことの教訓が生きていない。

★新教対旧教の次元

本学院では、長く「当面の間、基督教徒とは新教徒を指すものとする」との文書メモが存在した。

大学の設置計画の作成初期、東北大学教育学部名誉教授であった新教徒がキリスト教界で著名な人であったために、その人を学長に迎える方針で調整が行われたが、その人が、教育行政面で業績がなく文部省ではほとんど知名度ない人であったことと、実際の実務能力も及ばな

かったため、その人を初代の人文学部長（大学設置準備室長）予定者とし、成蹊大学元学長の名誉教授で文部省の大学設置方面で知名であった朝倉孝吉博士を学長予定者（大学設置準備室顧問・理事会顧問）として迎えることになった。それに先立ち、「朝倉孝吉元成蹊大学長一代に限り、基督教規程に適うものとする」旨の決議が理事会でなされた。

朝倉博士は、文部省の高等教育局の委員歴が長く、文部官僚の間での人望がとくに高く、過去・現在の局長から課長で仲人をした人が半数を数えるという状況であったので、文部省から大きな協力が得られた。

しかしながら、学院と学長予定者の間には多くの価値観上の葛藤があり、種々の機会にそれが表面化した。

その大きなひとつが、「全ての会議を祈祷で始め祈祷で終わる」慣行である。当時は、これは慣行でなく、寄付行為で定められていた。一般に旧教徒の場合、日常生活のなかで言葉で祈祷することは少ないことも関係していると思われるが、学長予定者はことあるごとにこれに異を唱え、法人および大学設置準備室は、学長予定者が出席する会議でのみ祈祷を割愛するという対応をし、その解決は大学設置後まで持ち越された。現在、東洋英和女学院では、大学以外の会議は祈祷で始め祈祷で閉会しているが、大学のみ（おそらく、宗教委員会を除いて）祈祷を割愛している。この問題についてきちんと議論をしていづれかに決めた経緯はない。

この宗教的対立のもうひとつの争点がシャペロンの位置づけであった。学院のシャペロンの位置づけは部長格である。大学設置準備室では、機構図を作成するとき、これが争点となった。当初の案では、入試部長、教務部長、学生部長、事務部長と並んでシャペロンを宗教部長と位置づけていたが、学長予定者は初代のシャペロン予定者の濱邊達男教授の「暴走」を懸念した。濱邊教授が田島信之院長の青山学院時代の指導学生だったこともその警戒感の理由のひとつであった。

学長予定者は、新大学のシャペロンを通常の「宗教部長」ではなく、「宗教主任」として、組織図の上で学生部長の配下に位置づけることを構想した。学生部長予定者の目黒士門氏が旧教徒であったこともその構想の重要な一要件だった。学長予定者は大学設置準備室と田島院長にこの件を別途に諮り、内諾を得た。その上で、入試直前の打ち合わせのときに、濱邊教授との「話し合い」を持つこととし、準備室の教員が立ち会った。その席上で、学長予定者は、「全ての会議を祈祷によって開会・閉会することを、濱邊氏がシャペロンの間は見合わせて欲しいこと」「（その時点の）短大のように時間の長い礼拝を学生に課す方針は、大学開学後の検討課題として欲しいこと」「シャペロンの職名を宗教部長でなく宗教主任とすることに同意して欲しいこと」を世間話を交えながら諮り、そのすべてに承諾を得た。「宗教部長 vs. 宗教主任」の問題に対する濱邊教授の答えは、「どちらにしても、神様の目から見たら同じことです」という温厚そのものの答えであった。

これが端緒となり、2017年まで、シャペロンの日本語職名は宗教主任で、少なくとも、短くない一時期、組織図でも学生部長の下に学生部と並置されていた。もっと早い時点で改めるべきであったように考えている。

★スミス・カレッジの模倣

設置時のカリキュラムは、スミスカレッジのカリキュラムを模倣するものとし、文部省の聴き取りや現地審査においてもそれをかなりはっきりと述べた。設置審査書類とは別に、スミス・カレッジのカリキュラムと本学の予定カリキュラムの対照表を提出して、その趣旨の説明に務めたのである。

スミス・カレッジを模倣するという文脈で大学設置準備室が主張した特徴は概ねつぎのようなものだった。

- (1) 大学院を作らず、学部教育に専念し、東京大学、お茶の水女子大学、一橋大学などの大

学院に進学する人材の輩出を目指す。

- (2) 基礎の深さと科目の多様性を両立し、高度なレベルの「学際・総合的教養教育」(本学の造語)を目指す。
- (3) そのため、人間科学科、社会科学科にそれぞれ必須の概論を四つ置き、その概論は、著名大学名誉教授クラスの碩学が必ず担当する(特に設置を必要とする理由の(7))。
- (4) スミス・カレッジとは相互の交換留学制度を創設する(開学後、実際に締結に漕ぎ着けた。ただし、こちらから送り出す学生の条件がトイフル600点だった)。

大学院を作らないと答えた主な理由は、財政的な見通しだった。大学設置に要した費用は25.8億円で、新設大学の設置費用としては低い額だったが、それでも学院の財政としてはギリギリと判断されていた。この時点では、夜間大学院という概念が文部省になかった。後年、夜間大学院の規定と基準ができて、本学が大学院設置を考えることが可能になったのである。

フレッシュマン・セミナー、基礎演習は、これらの特徴の具体的な表れであった。フレッシュマンセミナーの輪講的ないわば「学問入門的」なスタイルと、まだ専門を決定し切らぬ状態での研究論文執筆訓練を少人数で行う基礎演習が対をなし補完する構想であった。これは、設置の趣旨に準ずる特徴であった。

フレッシュマンセミナーは、スミス・カレッジのカリキュラムの特徴とされる科目の固有名詞で、著名教授の輪講で、著名教授が必ずしも自分自身の狭義の専門分野に限らず、趣味的なモーツアルトの解釈などを述べるというスタイルの履修科目である。本学でも、開学当初からそのスタイルを遵守した。話題は、上述のように個人的な話題もあったものの、大部分は、萌芽段階にある各学問分野の最新の話などで非常に高度で玄人受けのする面白いものが多かった。通常、水曜日の教授会直前のコマ(年度によっては2限)に置かれ、何年かは、専任の授業をそこに入れない工夫をした(主として非常

勤の英語の授業が入った)ので、学長、学部長含むほとんど全ての教員が教室後方で聴講するのが慣例の「お祭り気分の」人気科目となり、非常にサロンのような雰囲気ファカルティ・セミナーとなり、シニアの教授にとってもまた若手の研究者にとっても、大変な意気込みで臨む場となった。

フレッシュマンセミナーはこのように順調な運営がおおむね4年間ほど続いたものの、年度を追って次のような支障が生まれて来た。

- (1) 大学が完成年度に向かうにつれ、委員会業務が多くなってフレッシュマンセミナーと委員会がバッティングするようになり、教員の参加が得られにくくなった。
- (2) 学生の水準に対して話題が高度になりすぎた面があり、教員参加の低下にともなって学生の出席が低下し、初年度で単位の得られない学生が増加して機能しにくくなった。

とくに上記の(2)が大きな支障となって、現在のフレッシュマン・セミナーの形に変更されたが、変更を検討する過程で、当初の意図が参照されることなく、単位数の数合わせの科目のようになってしまった。これによって、カリキュラム上の特徴を失ったのである。

★概論科目

一般教育課程の各学科の四概論は、専門課程の教授が兼任で担当することが、開学時に本学が謳った方針だった。「学問の入口こそ、碩学によって入門させるべきだ」という考え方がひとつの教育哲学として捉えられていたからである。開学から6年ほどはこれが守られた。たとえば、心理学概論を私は担当させてもらえなかった。霜山徳爾教授がひとりで担当されたからである。同様に、宗教学概論は共同訳新約聖書の責任者だった川島貞雄教授、社会学概論は東工大名誉教授の原芳夫教授が担当されるというような様子だった。同様に、経済学概論は、労働経済学の大家で当時、ノーベル経済学賞の

可能性がささやかれた辻村江太郎慶応大学名誉教授が担当されるという様子だった。当時は、受験生の父母の関心も現在より高く、これらの方々が1年生の概論を兼担されるということが、入試広報情報としても魅力になった。

現在、四概論の提供状態は、これからはかなりかけ離れている。かつてほどの「碩学」という存在の存在感がそもそも社会的に稀薄になってはきているが、相対的に若い教員や非常勤講師に担当させている。概論科目を「Ⅰ」と「Ⅱ」に分離し、必修を「Ⅰ」だけにしたなどの変更は許容するとしても、カリキュラムというものが、単位数の数合わせのような色彩になった感が強い。

入門の概論科目を碩学が担当するというのは、教育に対する本学の矜持のひとつの表現形であったと考えている。その形が失われたことは残念である。

★助教授の学科主任

開学当初は、教授就任予定者の多くが次年度、次々年度からの就任予定であったことも大きな理由となり、人間科学科を除く社会科学科と一般教育学科では助教授（三橋利光助教授：当時／池田裕恵助教授：当時）が学科主任を務めた。助教授が学科主任を務めるのは、他の大学に例のないことではないが、一般に大学の世界ではかなり異例であった。以後、現在に至るまで、助教授が学科主任を務めるのが本学では慣例化している。

多くの場合、主任在任中に教授に昇任しているが、全てではない。学科内で種々の調整が必要な場合、教授の立場のほうがそれがしやすいことは事実であり、また、未昇進の若手に主任の荷を負わせるのは、酷な慣例であると考えている。

★臨時定員増、大学院設置、2学部化

初代学長は、人間科学科と社会科学科の人文学部という構成に当初から不満で、社会科学部の独立を希求していた。それに対して、理事会

は主として財政的な理由でそれを抑制していた。

開学の2年目、文部省は全国の就学希望人口が大学定員をかなり上回ることへの懸念から、臨時定員増（略して臨定）の公募を始めた。臨定とは、全国の大学に対して、一時的な定員拡大に応じる意向を公募し、応じたところには、必要性に応じて、校舎増築費用などの助成をする措置である。新設大学は4年間の未完成期間はこれに応募しないのが相場であるが、初代学長はあらかじめ文部省に根回しをしたうえで学院理事会を説得し、これに応ずることとした。教授会は、その時点の教員構成では増えた学生定員に対して不足となるので、それに対して当初反発し、その結果、2年間の段階的臨時定員増という不規則なやり方をするようになった。開学時の定員は一学年200人であったが、1991年度入学者を300人とり、1992年度には400人とするという措置である。

就学希望人口と大学定員の乖離は神奈川県において大きかったので、文部省はこの措置を歓迎した。換言すれば、臨定に応じることによって、文部省に貸しを作ったのである。

初代学長はその大きくなった定員を前提に、人間科学部と社会科学部の2学部化を希求したが、開学したばかりの大学がただちに改組する例は少なく、教授会も否定的であったが、文部省も否定的であった。ただ、文部省との懇談のなかで、「いったん学部とは別に独立大学院を2研究科作り、その完成年度（2年後）に合わせる形で学部を2つにする方法がある」との示唆を受けた模様だった。

しかし、開学設置審査のなかで「当面、大学院を作らず、スミス・カレッジのように学部教育の充実に努める」と答えてしまっている。また、通常の大学院を作るのには、教員数も場所も資金も不足であった。

当時、文部省では「夜間大学院の設置基準の制定作業」が進められていたが、文部省が複数の既存大学、既存大学院に打診しても、その設置に名乗りをあげる大学がない状況であった。

夜間大学院というのは、「大学院設置基準」の「第二条の二」に新たに定められたもので、「第二条の二 大学院には専ら夜間において教育を行う修士課程および博士課程を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。」というものである。夜間大学院の場合、専任教員について研究室を設置する必要がなく、建物としても法人建屋の上部と地下に教室さえ作ればよいということがわかった。教員審査は通常の大学院と同じ審査基準だが、開学直後で、教員の業績水準が高い状態が維持されていたので、十分にクリアできる見通しがあった。また、当時、団塊世代が退職を目前にしている時期で、政府の官僚にも会社職員にも、自分の仕事をまとめて修士などの学位を得たいと考えている人が霞ヶ関周辺に多いという調査結果もあり、それらの事情から六本木キャンパスにサテライト教室として大学院を作ることが有望に判断された。そのときの六本木の建築状況では通常の大学院の設置には相当程度不足であり、夜間大学院が精一杯であった。それに加え、文部省側の「せっかく夜間大学院の基準を作ったのに、応じる大学院がない」という不満に答える形で本学が大学院設置案を持ち込んだのである。夜間大学院の場合、専任常駐の大学院教員の人数基準が定められておらず、研究室を設置する必要性も基準上はなかった。専任教員も兼担で済む規定だったから、形式的には、専任教員と外部からの非常勤講師の両方の教授形態が非常勤で済んだ。その緩やかな基準に便乗し、かつ、「夜間大学院の設置に応じる大学がなかなかない」という文部省の焦りに便乗する形で設置したのが本学の夜間大学院（1993年度設置）であったが、当時の大学上層部の思惑は、大学の二学部化（1994年度）のためのステップであった。

人文学部の定員は、臨時定員増によってすでに400人（人間科学科160人、社会科学科240人）になっていた。定員をそのままとして、二学部化が1995年度から認可され、それに対応する教員人事が増強された。それをベースとして短期大学の統合、短期大学の定員の半数の増

員が行われたのである。

なお、夜間大学院である建前上、大学院授業は大学院生が専任の仕事を持っていることを前提とした修学プランであることが求められている。その点、臨床心理学領域の大学院生には学業専任にすることを規格外に求めている実情は、大学院設置基準に違背している。

★学部長と学長の権限範囲

通常、2学部以上を要する大学では、学部が実質の意思決定単位である。本学では、通常の学長と学部長との権限範囲より、学部長の権限範囲が相当狭く運用されている。

これも、大学開設時の歪みがあるまま持ち越されている。

既述のように、開設時は人文学部の一学部、3学科（人間科学、社会科学、一般教育）の構成であった。このとき、人文学部長が種々の面で不適切な人で、そのため、学部長室・学部長秘書を置かずに、学科室・学科主任のアシスタントを置くという変則的な形で大学運営がスタートした。通常、学科主任の任命権限は学部長のものであろうが、この状況下のため、学科主任の任命は学長権限となった。すなわち、上部の学長と下部の学科主任に挟まれて、学部長が実質的には何もできない形になっていたわけであるが、当時の人事状況、宗教的価値観の対立のもとでは、これがギリギリ適切な適応であった。

しかし遅くとも、2学部構成にしたときに、これらのことは再考するべきであった。その形が現在まで続いている。

現時点では、学部教授会の選挙で学部長を選出しても、学部長と学長の価値判断が異なるときに、学科主任が学長任命であるため、学部の意思が反映されにくい構造になっている。この構図は、学長が選挙で選出されていた時期でも相当の不具合があった。そこに、学長任命の副学長職ができたこと、その副学長職に人数の上限がないことは、この問題をさらに大きくした。学長が選挙選出であっても不具合の大き

かったこの構図の害は、学長が意向選挙選出になってからでは非常に大きい。見直しが必要である。

★研究棟・教室棟と学部学科・事務組織の非随伴

人文学部の一学部で開学のときに、近い将来どの分野の学生募集が伸びるかなどということが予想できなかった。また、当初は、専任教員の定員42人で、その研究室がすべて1号館の二階と三階に設置できる見通しであったため、専門分野の近い教員の研究室を近傍に集めるということをしなかった。またたく間に一学部が二学部となり、短大を統合するという運びとなったときも、分野ごとに研究室を集めるということをしないうま今日に至っている。1992年度の後半に、1993年度から研究室を分野ごとに集める案を検討したことがあり、案ができたが、研究室の移動のためにかかる引っ越しの業者の見積もりが高額に達したのでやめた経緯がある。

複数学部を有する大学の多くでは、学部ごとに別個の校舎があり、学生が訪れる事務室も学部ごとに異なっているのが普通である。

このことは、本学の組織文化にわりあい大きな影響をもたらしたと考えている。専門分野によって地理的に集まっていないため、分野ごとの権威勾配が高くならず、准教授、専任講師が伸び伸びできる環境となった。また、学問分野の壁によるセクショナリズムが低く抑えられ、大学全体の心理的一体感が醸成された。

他方、カリキュラムの形を学部を超えて合わせようという意識が再考されず、心理学や保育学など、免許などの関係で要求水準に可塑性の低い分野とそうでない分野のカリキュラムを整合させようとの心理的圧力が生じやすく、一定の無理を生む面がある。また、学部ごと学問分野ごとに固まっていないため、内部でのインフォーマルな根回しや共同作業がしにくく、それはアカデミックコミュニティが発達しにくく、また、学部長や学科主任の考え方が学部、

学科に浸透しにくいというデメリットも生んだ。

★結語

以上、急ぎ足ではあるが、設置当初に謳ったことで、時間の経過とともに実施されなくなったこと、設置時点の慣行が残ってしまい不適切と感じられることなどを整理した。原点を確認し、今後の運営を考える指針のひとつとしていただければ幸いである。

文献

- 学校法人東洋英和女学院「大学設置認可申請に係わる説明聴取資料」1987年9月11日 文部省あて文書
- 学校法人東洋英和女学院「東洋英和女学院大学設置認可申請に係わる補正申請書」1988年11月 文部省あて文書
- 学校法人東洋英和女学院「東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科社会科学設置認可申請書」1992年11月30日 文部省あて文書

